法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

法律第十五号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、〇八五人」を「二、一二五人」に、「九五二人」を「九二七人」に改める。

第二条中「二万千八百四十八人」を「二万千八百三十五人」に改める。

附　則

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

法律第十六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針等（第七条・第八条）
第三章　民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置（第九条）
第四章　アイヌ施策推進地域計画の認定等（第十条―第十四条）
第五章　認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条―第十九条）
第六章　指定法人（第二十条―第三十一条）
第七章　アイヌ政策推進本部（第三十二条―第四十一条）
第八章　雑則（第四十二条―第四十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2　この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3　この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条　アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2　アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3　アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第四条　何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条　国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4　国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の努力）

第六条　国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第七条　政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

二　政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

三　民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

四　第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

五　前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項